

障全協新聞

発行 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
〒169-0072 新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F
Tel. 03-3207-5937 FAX 03-32075938 振替 00110-7-7483

2010年10月15日
NO.186号
購読料1部 200円
年間購読料 2,000円
(送料込)
発行責任者 吉本 哲夫

障岡連ニュース

編集 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会
〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内
Tel・FAX 086-254-5866 振替 01240-8-3168

岡山県の重度障害者医療助成制度に関わる予算は、突出して全国最低！！

(表1) 隣接県の心身障害者医療費助成制度の実態 (2010/8/1 HPより)

市名	対象	補助範囲	備考
岡山県	① 身障手帳1, 2級所持者 ② 身障手帳3級の所持者で、かつ中度の知的障害(おおむねIQ36~50)の者。 ③ 重度の知的障害(おおむねIQ35以下)の者	①一部負担金:1割負担、低I1000円、低II2000円。を差し引いた額を助成=超えた額賞還払い。 ②所得制限=老齢福祉年金の所得額を準用	【対象外】 ① 生活保護受給者 ② 65才を過ぎて障害を負ったもの
広島県	① 身障手帳1級~3級 ② 療育手帳マルA、A、マルBの所持者 ③ 身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち国民年金法第30条第2項に規定する1級該当者	①一部負担金:1日200円とし、上限額通院月額4日分(800円)まで、入院14日分(2800円)とする。助成金は別物給付。 ②所得制限:本人は、国民年金施行令による。扶養者是对胡児童扶養手当等の支給に関する施行令による。	【対象外】 ①生活保護受給者 ②被爆者健康手帳の所持者 ③ 医療費の全額支給のある児童福祉施設に入所している者
香川県	① 身体障害者手帳1~3級 ② 療育手帳マルA、A、マルB所持者所持者 ③ 戦傷病者手帳特別項症~第4項症かつ身体障害者手帳4級所持者	①病院診療の自己負担額(高額療養費および入院時食事(生活)療養費に係る標準負担額は除く。)を助成。 ②所得制限:本人:約360万円 配偶者・扶養義務者:約628万円	【対象外】 ①手帳交付日がH20年8月1日以降の場合65才未満の人。
鳥取県	①:身体障害者手帳1・2級 ②:IQ35以下 ③:IQ50以下で身体障害者手帳3・4級の所持者 ④:精神保健福祉手帳1級	①一部負担:市町村村民別荘料等世帯負担なし。本人だけか市県民税の場合、月額上限通院1000円、入院5000円=超えた額賞還払い。ただし、薬費負担はない。 ②所得制限=老齢福祉年金所得額を準用	

(表2) 重度心身障害者等医療費給付制度の予算から見る中四国各県の比較

	県名	2010年度県予算		C総人口	対象者一人当たり補助金額A/B	総人口一人当たり補助金額A/C	受給率(人口対比 B/C)
		A補助金額(円)	B受給対象者数(人)				
31	鳥取県	738,063	13,056	590,130	56,531	1,251	2.21%
32	島根県	600,135	16,871	718,810	35,572	835	2.35%
33	岡山県	796,343	30,635	1,943,655	25,996	410	1.58%
34	広島県	3,954,556	61,334	2,868,760	64,476	1,378	2.14%
35	山口県	2,444,194	43,000	1,453,760	56,842	1,681	2.96%
36	徳島県	1,013,288	—	789,837	—	1,283	—
37	香川県	1,424,000	26,589	998,887	53,556	1,426	2.66%
38	愛媛県	1,689,900	36,611	1,435,313	46,158	1,177	2.55%
39	高知県	1,171,622	18,194	773,120	64,396	1,515	2.35%

岡山県は、対象者一人当たり全国最低の補助金額。(調査は北海道当局実施のもの)

岡山県は、県議会の共産党赤坂てる子議員の要求で、北海道が行った「2009年度、重度心身障害者等医

療給付制度(予算)の都道府県調査結果を示しました。それによると、岡山県の予算額は、対象者一人当たりおよび人口一人当たりのいずれも全国最悪で、突出して低いことが判明しました。

これは、岡山県が表1に見られるように、①対象者を極端に限定していること、②所得制限の厳しき、③利用料負担が1割負担の応益負担であるため、受給条件が全国最悪となり表2でわかるように予算が少なくて済

ませているのです。県の財政再建を障害者の健康・命の予算削減で、その多くを賄っていきたくても過言ではありません。障岡連は、これまで石井県政とそれを支える自民、公明がいかにか弱いものに冷酷な施

政令市で地域生活支援事業の利用料負担を 非課税世帯に強いるのは岡山市だけ！

策を行っているかを指摘してきましたが、図らずも北海道担当課の調査で裏付けられました。

8月26日、岡山医療生協の要求に基づいて岡山市当局と懇談会が開催されました。懇談内容の一つに障害者の要求である「自立支援法にもとづく地域生活新事業の利用料の無料化」について、質しました。①既に、3月19日に市議会は全員一致で非課税世帯を無料化せよという障

岡連の陳情を採択していること、②政令

市でこの事業の利用料を1割負担させているのは岡山市だけであることを指摘しました。障害福祉課の戸取課長は、無料化に向けて努力すると約束しました。また、重度障害者医療費助成制度についても、医療助成課の制度を引き継ぐ義務があるため、2012年度以降に改正を図るべく検討している」と心えました。



岡山医療生協組合員の願いに回答する岡山市当局（各課の課長が交代しながら回答）

障岡連はこの懇談を踏まえ、早速、高谷市長には地域生活支援事業の無料化実施を求める懇談を要求した緊急要望書を提出しました。また、岡山市議会には、継続審議になつている重度障害者医療費助成制度の改善を求める陳情に資料を添付して再度提出しました。

会員のみなさまへ

知事・県議会議員宛にP3~4を切り取り、要請私信の送付にご協力ください。文章を書き直して、封書にて送付も大歓迎です。

- ① 要請文、文頭の _____ 様には、県知事 石井 正弘 様、または、P4 の 内の県議名 ○○ ○○ 様とご記入ください。
- ② 9月県議会開催中に届くようできるだけ早く送付ください。
- ③ 切手80円はカンパでお願い致します。

P3
4

10年度の賛助会員・加盟団体の新加入・更新ありがとうございました。

(8月6日～9月5日に事務局に届いた会費納入者)敬称略、順不同

谷 和子、浪尾 淑子(以上1口)